

令和7年(2025年)5月15日

報道機関 各位

枚方市教育委員会事務局

学 校 教 育 部

枚方市立小学校におけるいじめ事案について

令和6年6月にいじめ重大事態として認知した枚方市立小学校のいじめ事案について、調査を実施し、報告書をとりとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の内容

別紙「概要版」のとおり

2. 公表について

枚方市ホームページにて「概要版」を掲載予定

<問い合わせ>

学校教育部 児童生徒課

電話 050-7105-8048

枚方市立小学校 いじめ重大事態報告書 概要版

令和7年5月

枚方市教育委員会

この報告書は、令和7年4月に枚方市立小学校が作成した報告書の概要版である。

1. 事案の概要

令和6年2月、被害児童の保護者から、被害児童が下校時に複数名の関係児童に取り囲まれて蹴られたとのいじめの訴えがあった。関係児童らと周辺児童らに聴き取ったところ、蹴られた事実については確認することができなかったが、令和5年2学期頃から、被害児童と関係児童らとの間で、からかいあったり、たたいたり、蹴ったりするなどの行為があったことが分かった。被害児童が、関係児童らに会いたくないと言い、欠席が続き、欠席日数が30日を経過したため、学校はいじめ重大事態と認知した。

2. 重大事態の調査について

調査主体は、当該小学校の学校いじめ防止対策委員会で、構成員は、校長、教頭、生徒指導主担者、担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーである。

3. いじめ行為の認定について

被害児童の保護者からの、下校時に関係児童らに取り囲まれて蹴られたとのいじめの訴えについては、調査を経ても、事実の確認はできなかった。しかし、令和5年2学期頃から、被害児童と関係児童らとの間で、互いに冷やかしたり、ちょっかいをかけたりするようになり、その中で、たたき合うようになった事実を確認した。

被害児童がこれらの行為によって関係児童らに恐怖を感じるようになり、心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の第2条で定義されている「いじめ」として認定した。

4. 学校の対応の課題について

① 教職員のいじめに対する理解が不足していた

担任は被害児童と関係児童らとのたたき合い、蹴りあいを「じゃれあい」ととらえており、注意をするだけで、被害児童が辛い思いをしている「いじめ」という認識が乏しく、適切な対応をしなかったことが、いじめによる不登校につながった。また、関係児童らへの指導後、解決に向けての取組や関係児童らの保護者への連絡が不十分だった。

校内でいじめに関する教職員研修も行っていたが、具体的なケースを想定した研修までは行えていなかった。そのため、いじめ防止対策推進法や学校のいじめ防止対策方針に対する教職員の理解が不十分であった。

②不登校支援が不十分だった

被害児童の欠席が目立ってきたときに、担任が「オンライン授業」を提案し、これをもって不登校支援を行っている学校は考え、さらに「新学期からは登校するだろう」という思い込みのもと、家庭訪問することはなかった。そのため、被害児童とはオンライン上で気持ちを聞き取る支援に終始する状態が続いた。

③いじめ防止対策委員会の機能が発揮できなかった。

本事案に対する取組の中心が生徒指導主担者と担任であり、いじめ防止対策委員会は、情報共有の場に留まり、適切な対応を講ずることができなかったことが、事案の重大化を招いた。

また、いじめ防止対策委員会で管理職が聞き役に回り、適切なリーダーシップを発揮できなかった。

さらに、外部の専門家を招いたいじめ防止対策委員会を開いたことがなく、学校関係者のみで事案の解決を図ろうとしたことも適切さを欠いていた。

④学校全体で情報の共有化を図らなかった

事案の把握や対応については、校長、教頭、生徒指導主担者、担任のみで行い、学校全体で共有化を図らなかった。そのため、被害児童へのいじめ、不登校の取組について、一部の教員だけで行うに留まった。

⑤適切な記録の記載がなかった

聴き取りの記録はあるが、いじめ防止対策委員会の記録が一切なかった。そのため、翌年度、被害児童の不登校が続いた際、いじめや不登校への取組をする上での資料が前年度の伝聞のみとなり、いじめ防止対策委員会で適切な支援を策定するための資料が不足し、不登校の長期化につながった。

⑥保護者の思いを受け止め、いじめに対する学校の説明が十分でなかった

被害児童の保護者の思いを十分受け止めないまま学校が説明を行ったため、説明が不十分となっており、学校の対応に対する保護者の信頼を得ることができなかった。

5. 再発防止策

①教職員のいじめ理解の向上

子どもたちのやり取りを「じゃれあい」ととらえ、その都度の指導にとどまり、それをいじめと認識できていなかった現状を踏まえ、教職員研修では様々なケースを取り上げ、いじめの認知の感度を上げていく。令和6年9月に外部講師を招いての校内いじめ研修を実施したが、今後も引き続き研修を行っていく。

また、いじめ防止対策推進法や本校のいじめ防止対策マニュアルを読みあい、再度教職員のいじめに対する意識改革を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからも助言を得るようにする。

②教育相談体制の構築

担任だけではなく養護教諭や管理職など学校の教育相談体制を築き、児童や保護者がどの先生にも相談できるような支持的風土を持った本当の意味でのチーム制を行っていく。チーム会において、児童理解の時間を設ける。

家庭訪問の在り方や頻度など「不登校支援マニュアル(改訂版)」に沿って整理し、児童の気持ちに寄り

添った支援ができるように、月に一度スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む交流会において、支援の必要な児童を学校全体で共有、対応していく。その際、議事録を必ず残す。

③いじめ防止対策委員会の組織化と管理職のいじめ問題への参画

学校全体でいじめの認知を行い、早期発見・未然防止に努める。予兆を捉えたら、早急にいじめ防止対策委員会を立ち上げ、管理職の指示のもと組織的に取り組む。

いじめ防止対策委員会には、SC や SSW に参加してもらい様々な方向から支援の在り方や解決に向けての方策を検討し、実施する。

また、いじめ防止対策委員会が情報共有の場に留まり、管理職がリーダーシップを取らなかった経緯を踏まえ、管理職のリーダーシップの下、方針を決定し、聴き取りや今後の在り方について検討・実施していく。

④学校全体での情報の共有化

いじめ防止対策委員会や不登校支援委員会の議事録を、教職員の内部系パソコンに記録し、全教職員がいつでも確認できるようにし、学校全体でいじめ、不登校の把握を行っていく。

また、職員会議において、毎回、情報共有、交流の時間を確保し、いじめ、不登校に関する情報を学校全体で共有化する。学年会においても、案件にいじめ、不登校を取り上げ、学年間で共有できるようにする。

これらの取組を通して、職場の同僚性をはぐくみ、学校全体で子どもたちに気になる様子が見られたときに共有・助言できるようにする。

⑤記録の作成と、適切な引継ぎ

校内で事案対応の経緯がわかる適切な記録を残していく。その際、「～だろう」や「～思う」といった伝聞から汲み取っていくのではなく、事実を把握していく。年度の代わりには確実な引継ぎを行う。

⑥保護者への十分な説明と理解

保護者の思いを受け止め、いじめに対する学校の対応や聴き取りの流れの説明をしっかりと行い、理解を得る。また、教育委員会との連携を図り、保護者が納得のいく対策を講じていく。